



福岡医発第890号(地)

平成26年6月27日

各医師会長 殿

福岡県医師会

会長 松田 峻一良

(公印省略)

いじめ防止対策推進法を踏まえた対応について

時下 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

今般、標記につきまして、文部科学省より日本医師会に対し協力依頼のありました旨、別添の通り通知が参りましたのでご連絡致します。

昨年9月に施行された「いじめ防止対策推進法」では、社会総がかりでいじめの問題に向き合い、対処していくための基本的な理念や体制が定められ、いじめの対応を組織的に実施していくため、学校や地方公共団体に新たな組織等を設置することや、いじめによる重大事態（いじめにより児童等の生命、心身または財産に重大な被害を生じた疑いがあると認めるときや、いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき）への対処の在り方などについて規定しています。

特に重大事態については、これが発生した際には専門的な知識及び経験を有する第三者等が参加する組織を設置して対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するため、いじめの背景や事実関係の調査に当たることとされており、学校医や精神科医師をはじめとして、医師に協力を求められることが想定されます。この組織は、問題発生時に迅速に対応するため平時より設置されていることが望ましく、また組織立ち上げの際には、市町村教育委員会や学校設置者等から郡市医師会へ推薦依頼がなされることもあるものと思われます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、また貴会会員へご周知いただきますとともに、教育委員会や学校設置者等から貴会へ協力依頼等ございましたら貴会の状況、出来る範囲に応じてご対応いただきますよう、ご高配の程、よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

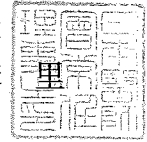
学校保健担当理事 田中泰之
会長 廣瀬真恵

(地Ⅱ41)

平成26年6月9日

都道府県医師会
学校保健担当理事 殿

日本医師会常任理事
道 永 麻 里



いじめ防止対策推進法を踏まえた対応について（周知依頼）

平素より地域の学校保健の推進につきご高配を賜わり厚く御礼申し上げます。

さて、「いじめ防止対策推進法」は、平成25年6月に公布、9月に施行されましたが、同法は、社会総がかりでいじめ問題に向き合い、対処していくための基本的な理念や体制を定めており、具体的には、いじめの対応を組織的に実施していくため、学校や地方公共団体に、新たな組織等を設置することや、いじめによる重大事態への対処の在り方などについて規定しています。

特に、重大事態への対処にあたっては、いじめにより児童生徒の生命、身体等に重大な被害が生じた疑いがあると認める場合などは、速やかに学校の設置者又は学校の下に調査組織を設け対処することが規定されております。

上記を踏まえ、3月19日に、文部科学省より別添3のとおり、各都道府県教育委員会指導事務主管課等に対して、「いじめ防止対策推進法を踏まえた職能団体との連絡体制について」が発出され、本会に対しても、いじめによる重大事態が発生し、調査組織等が立ち上げられ際には、子供の心身の健康に係る専門的な知見からの分析の必要性等の観点から、都道府県医師会、郡市区医師会に対して、専門家の推薦を依頼する等の協力を仰ぎたいとの申し入れがございました。

つきましては、貴会、並びに貴会関係郡市区医師会におかれましては、いじめ防止対策推進法、並びに別添3の文部科学省発出文書の趣旨をご理解賜わり、いじめによる重大事態が発生した後に、学校の設置者若しくは学校の下に調査組織等が設置される際に、地域の教育委員会若しくは学校設置者から各医師会に対して、専門家の推薦等の協力依頼がございましたら、各医師会の状況、出来る範囲に応じて、ご協力下さいますようお願い致します。



事 務 連 絡
平成 26 年 5 月 27 日

公益社団法人日本医師会 御中

文部科学省初等中等教育局児童生徒課

いじめ防止対策推進法を踏まえた対応について（依頼）

平素より、文部科学行政に御理解・御協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、御案内のとおり、いじめ防止対策推進法は、平成 25 年 6 月に公布、9 月に施行されました。同法は、社会総がかりでいじめの問題に向き合い、対処していくための基本的な理念や体制を定めており、具体的には、いじめの対応を組織的に実施していくため、学校や地方公共団体に、新たな組織等を設置することや、いじめによる重大事態への対処の在り方などについて規定しています。

特に、重大事態への対処にあっては、いじめにより児童生徒の生命、身体等に重大な被害が生じた疑いがあると認める場合などは、速やかに学校の設置者又は学校の下に調査組織を設け対処することを規定しており、今後、学校の設置者や学校がこの組織等を立ち上げる際に、貴団体に対しても、子供の心身の健康に係る専門的な知見からの分析の必要性等の観点から、外部専門家の推薦を各職能団体や大学等に依頼することが考えられます。

つきましては、各地域における学校の設置者・学校と職能団体・大学等との連携が円滑に行われるよう、下記の内容について、各職能団体においては全国の地域組織等に対して、各大学等にあっては学内の教職員に対して周知いただきますようお願いいたします。

記

1 同法における「重大事態」の調査を行う調査組織への協力について

（別紙 1 「いじめ防止対策推進法を踏まえた対応について（協力依頼）」参照）

前述のとおり、「重大事態」の調査を行う調査組織について、当該調査の公平性・中立性を確保するため、学校の設置者や学校が、外部専門家の推薦を各職能団体や大学等に依頼することが考えられ、実際に推薦依頼があった場合には、円滑に組織が立ち上がるような協力等をお願いしたいと考えています。

なお、同法においては、学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成される「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」（別紙の「6. 備考」を参照）も置くものとしています。そのため、学校や教育委員会等から、職能団体の地域組織や構成員及び大学や大学の教授等に直接参加の依頼があることも考えられます。

2 学校の設置者や学校と職能団体との連絡体制について

(別紙2「組織等の設置にあたり職能団体から推薦を得たい場合の協力依頼の窓口について」参照)

学校の設置者や学校が組織を立ち上げる際に、最初に連絡させていただきたい連絡窓口は、別紙2のとおりと考えています。今後、教育委員会等側の窓口一覧を作成し提供させていただきますので御査収いただきますとともに、各職能団体におかれましても、連絡窓口を設定いただきますようお願いいたします。

また、各大学等におかれましても、後日、教育委員会等側の窓口一覧を提供させていただきますのでよろしくお願いいたします。

3 備考

参考まで、いじめ防止対策推進法を踏まえた職能団体等との連絡体制について、各都道府県・指定都市教育委員会及び各都道府県私立学校主管部局、附属学校を置く各国立大学法人等宛てに発出する事務連絡を添付いたします。(別紙3参照)

(本件連絡先)

初等中等教育局児童生徒課生徒指導企画係
菅野，小林，原
同 いじめ対策支援第一係・第二係
市川

電話 03 (5253) 4111 (内線 2583・3298)

03 (6734) 3298 (直通)

FAX 03 (6734) 3735

E-mail s-sidou@mext.go.jp

別紙 1

いじめ防止対策推進法を踏まえた対応について（協力依頼）

1. いじめ防止対策推進法の成立

いじめ防止対策推進法は、平成 24 年 7 月以降大きく報道された、滋賀県大津市における中学生の自殺事案を受け、超党派の議員立法で成立した法律であり、平成 25 年 6 月公布、9 月に施行されました。

同法は、社会総がかりでいじめの問題に向き合い、対処していくための基本的な理念や体制を定めています。具体的には、いじめの対応を組織的に実施していくため、学校や地方公共団体に、新たな組織等を設置することや、いじめによる重大事態への対処の在り方などについて規定しています。

また、文部科学省では平成 25 年 10 月、同法に基づき「いじめ防止基本方針」（以下、「国の基本方針」）を策定しました。

2. 同法における「重大事態への対処」

（1） 重大事態への対処

同法及び国の基本方針では、以下を「重大事態」として位置づけています。

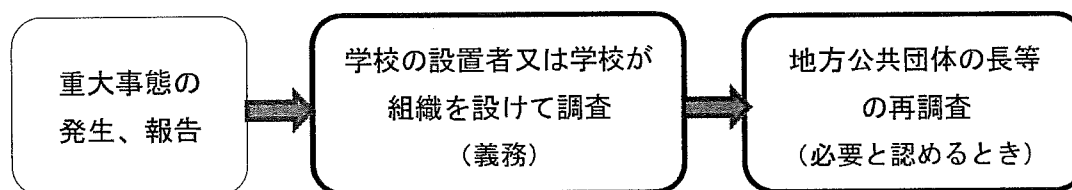
（重大事態とは）

- ・ いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害を生じた疑いがあると認めるとき
→児童生徒が自殺を企図した場合や身体に重大な傷害を負った場合等
 - ・ いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
- ※ 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして対処に当たる

（重大事態への対処）

これら「重大事態」については、

- ① 学校の設置者（公立であれば教育委員会、私立であれば学校法人）又は学校が、組織を設けて事実関係を明確にするための調査を行うこと（義務規定）、
 - ② 地方公共団体の長等へ報告すること（義務規定）、
 - ③ 報告を受けた地方公共団体の長等は、必要と認めるときは、調査を行うための附属機関を設けるなどして、学校の設置者又は学校の行った調査の再調査をすることができること（できる規定）
- が定められています。



（２）調査の趣旨・目的

上述したとおり、重大事態があった場合には、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するため、当該事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとされています。

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、学校とその設置者が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものです。

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることです。

国の基本方針では、いくつかの類型に分けて留意事項を示していますので、以下、一部抜粋して紹介します。

ア）いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合、いじめられた児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行うことなどが考えられる。この際、いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とした調査実施が必要である（例えば、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、被害児童生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等）。

イ）いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

児童生徒の入院や死亡など、いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する必要がある。調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などが考えられる。

(自殺の背景調査における留意事項)

- 背景調査の在り方については、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」(平成23年3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議)を参考とする
※当該指針については別添参照。なお、当該指針は現在、見直し検討中。
- 背景調査に当たり、遺族が、当該児童生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う
- 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努める
- 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する 等

(3) 重大事態の調査を行う組織

これらの調査を行う調査組織については、法律の附帯決議により、「専門的な知識及び経験を有する第三者等の参加を図り、公平性・中立性が確保されるよう努める」ことが求められています。これを受け、法律に基づき文部科学大臣が策定した「いじめ防止基本方針」で、公平性・中立性の担保の在り方についてより詳細に記載しています。(重大事態の調査、再調査ともに同様の記載)

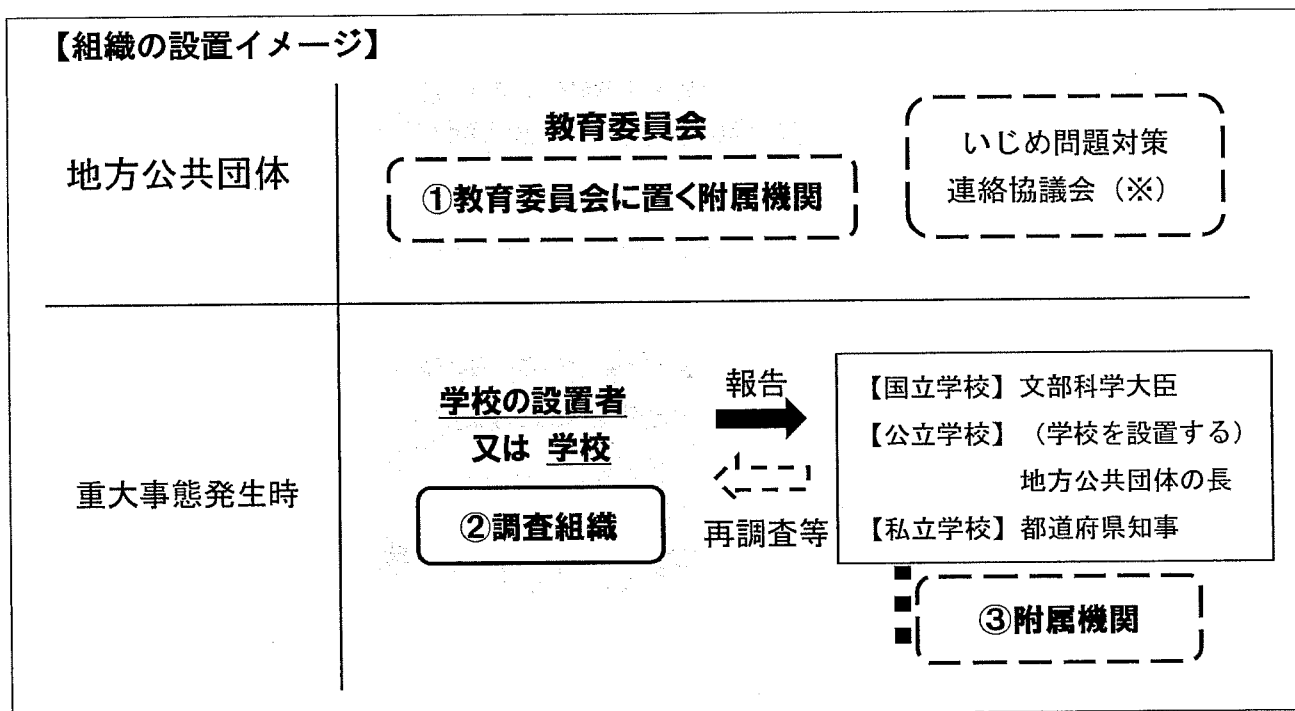
この組織の構成については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者(第三者)について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる

(4) 平時からの調査組織の設置

一方、地方公共団体に外部の専門家を加えた調査組織を立ち上げる場合には、地方自治法の規定により、条例の根拠が必要となります。地方議会での条例制定というステップが必要とすると、重大事態が起きてから急遽、条例による機関を立ち上げることは迅速性にかけることが予想されます。

このため、国の基本方針では、「地域の実情に応じて、平時からこれらの機関を設置しておくことが望ましい」としています。

特に公立学校に関しては、この平時から設置する機関に関して、より詳細な記載があります。同法において、重大事態への対処とは別の章に、「教育委員会に附属機関を設置することができる」という規定があり、国の基本方針では、この附属機関を置いておくことが「望ましく」、重大事態発生時にはこの平時から置かれた附属機関で調査を行うことが「望ましい」と整理されています。



（※）いじめ問題対策連絡協議会：いじめ防止等に関係する機関や団体（学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警その他の関係者等）の連携を図るための組織

番号	組織名 (条文)	組織の設置趣旨	組織の担う役割例 (国の基本方針)	外部専門家の活用の考 え方 (国の基本方針)
①	教育委員会に置く 附属機関（法第 14 条 3 項） 【法律上置くこと ができる】【基本方 針で置くことが 「望ましい」】	実効的ないじめの対 策のため	・いじめ防止等の調査 研究等有効な対策 を審議 ・公立学校におけるい じめに関する相談 等の解決を図る ・重大事態の調査組織 として活用する 等	専門的な知識及び経験 を有する第三者等の参 加を図り、公平性・中 立性が確保されるよう 努める

②	重大事態の調査組織（第 28 条）（学校の設置者又は学校） 【設置義務】	重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う ※ 1 平時からの設置が望ましい ※ 2 公立学校の調査は、法第 14 条第 3 項の附属機関を活用することが望ましい	当該重大事態に係る調査を行う	この組織の構成については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる
③	重大事態の再調査組織（第 30 条・31 条） （地方公共団体の長等） 【「附属機関を設けて調査を行う等の方法により」】	学校の設置者又は学校の行った調査の結果を調査する（再調査） ※ 1 平時から設置しておくことも考えられる	当該重大事態に係る再調査を行う	同上

3. 文部科学省が定める調査の指針

文部科学省では、法制定以前の平成 23 年 6 月より、児童生徒の自殺が起こった際には「背景調査」を実施するよう学校・教育委員会等に求め、その際の参考に資するよう、「子どもの自殺が起きたときの調査の指針」（平成 23 年 3 月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を定めています。

この指針は策定以来、各地で様々な運用されていることから、各地での運用状況を踏まえた指針の見直しを、現在文部科学省において行っています（「平成 25 年度児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議」）。この見直し検討の中で、いじめ防止対策推進法に基づく重大事態への対処に関する記載の追記に関しても議論しています。

4. 国による「連絡体制の構築」

法や国の基本方針を踏まえ、現在各地において、組織等を平時から立ち上げるかどうか、立ち上げる場合に、いかなる組織構成とするか等について検討が進められています。これらは各組織を設置する主体が判断すべき事項ですが、組織設置を考えている地域では今後、教育委員会や関係部局から職能団体の各県支部や地元の大学に対して、組織の構成員となる方の推薦依頼などの相談があることが予想されます。

5. 各団体等へのお願い

そこで、各種職能団体や大学等におかれましては、前述のような動きがあることをご承知おきいただき、全国に地域組織等がある場合にはそれらの組織等へ本紙の内容に関する周知をお願いしたく、また、もしも実際に推薦依頼があった場合には、円滑に組織が立ち上がるような協力等をお願いしたいと考えています。

もしも法や基本方針に関して不明な点がある場合などには、次頁記載の文部科学省の窓口でも、お答えすることが可能ですので、どうぞお問い合わせください。また、調査指針の見直しの状況など、関連情報についても、順次提供させていただきたいと考えています。

6. 備 考

同法においては、学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成される「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を置くものとしています。（義務規定）

そのため、学校や教育委員会等から、貴団体の地域組織や構成員に直接参加の依頼があることも考えられ、この点についても併せて周知をお願いしたいと考えています。

組織名 (条文)	組織の設置趣旨	組織の担う役割例 (国の基本方針)	外部専門家の活用の考え方 (国の基本方針)
学校に置く「いじめの防止等の対策のための組織」(法第 22 条) 【設置義務】	当該学校におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に行うため	・ 学校基本方針に基づく取組の実施 ・ いじめの相談等の窓口となる ・ いじめ等に係る情報収集や記録、共有 ・ いじめの疑いに係る情報があったときには、事実関係の聴取や保護者との連携等の対応を組織的に実施するための中核となる 等	必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門家等が参加しながら対応することにより、より実効的ないじめの問題の解決に資することが期待される

(問合せ)

文部科学省初等中等教育局児童生徒課生徒指導室いじめ対策支援第1係

電話 03-5253-4111 (内線2583)

【参 考】

- いじめ防止対策推進法
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1337219.htm
- いじめ防止基本方針
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1340464.htm

別紙 2

組織等の設置にあたり 職能団体から推薦を得たい場合の協力依頼の窓口について

いじめ防止対策推進法を踏まえて、学校の設置者や学校が、組織等を立ち上げる際に、外部専門家の推薦を職能団体から頂きたい場合について、円滑な連携が可能となるよう、協力依頼の窓口については、以下のように大枠の整理を設けておき、あとは個別の事情によるとしてはどうか。

連携・協力を依頼するにあたっての最初の連絡ルートは、特別の事情がある場合を除いて、便宜上都道府県単位で窓口を設定する。最初の連絡以降も窓口を介す必要があるかどうかは、個別に職能団体と相談することとする。

公立学校 → (市町村教育委員会) → 都道府県教育委員会 (窓口) → 職能団体
→ 指定都市教育委員会 (窓口) → 職能団体

私立学校 → (設置者である学校法人) → 都道府県の窓口 (※) → 職能団体

(※) 都道府県の私立学校担当部局

(公立学校の場合)

都道府県・政令市教育委員会が職能団体との連絡の窓口となる。

政令市以外の市町村教育委員会が依頼したい場合は、都道府県教育委員会にその旨を連絡する。

学校が依頼したい場合は、設置者の教育委員会に連絡し、設置者の教育委員会経由で、都道府県・政令市教育委員会に伝達する。

(私立学校の場合)

都道府県の私立学校担当部局が職能団体との連絡の窓口となる。

私立学校または設置者である学校法人から、都道府県の窓口を経由して、連携協力を求める

各都道府県教育委員会指導事務主管課
各指定都市教育委員会指導事務主管課
各都道府県私立学校主管部課
附属学校を置く各国立大学法人担当課 御中
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条第1項
の認定を受けた各地方公共団体の担当課

文部科学省初等中等教育局児童生徒課

いじめ防止対策推進法を踏まえた職能団体との連絡体制について

平素より、文部科学行政に御理解・御協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、文部科学省においては、いじめ防止対策推進法に規定される、各地域における組織等の設置に対する支援を行うために各職能団体との連絡体制を構築することとしており、各地域における学校等と職能団体との相互連絡が円滑に取り行えるよう体制の整備をしています。

具体的には、別紙のとおり、互いの最初の連絡窓口は、便宜上都道府県単位（指定都市教育委員会にあっては指定都市）で設定し、最初の連絡以降も同じ窓口を介す必要があるかどうかは、個別に職能団体と相談するようにしてはどうかと考えています。

現在、職能団体には、各団体の都道府県別・地域ブロック別等の窓口一覧を提供いただくよう依頼しているところであり、今後、教育委員会等側の窓口一覧と相互交換を行いたいと考えております。

つきましては、各都道府県・指定都市教育委員会指導事務主管課におかれましては、貴課又は域内の教育委員会・学校が職能団体に推薦を依頼したい場合の連絡窓口を、各都道府県私立学校主管課におかれましては、貴課又は所轄する学校が職能団体に推薦を依頼したい場合の連絡窓口を、公立・私立学校別にお決めいただき、下記のとおり部署名等を御提供いただきますようお願いいたします。

なお、連絡体制の構築に関して、上記のほか、各職能団体には、別添の「参考：今後、職能団体等に送付予定の説明資料」の内容について、全国の地域組織に周知いただくようお願いしているところです。

【参考：国の基本方針での記載内容】

（いじめ防止基本方針「国が実施する施策」）

・各地域における組織等の設置に対する支援

地方公共団体・学校の設置者・学校が組織等を設ける場合、特に各地域における重大事態の調査において、公平・中立な調査組織を立ち上げる場合には、弁護士、医師、心理・福祉の専門家、学校教育に係る学識経験者などの専門的知識を有する第三者の参画が有効であることから、この人選が適切かつ迅速に行われるに資するよう、文部科学省は、それら専門家の職能団体や大学、学会等の団体との連絡体制を構築する。

記

1 送付文書

- ・【別紙】組織等の設置にあたり職能団体から推薦を得たい場合の協力依頼の窓口について
… 責課及び職能団体へ周知
- ・【一覧】【都道府県・指定都市】職能団体等との連絡窓口
… 必要事項を記入のうえ文科省へ提出
- ・【参考】今後、職能団体等に送付予定の説明資料
… 文科省から職能団体へ送付予定（いじめ防止対策推進法の説明、及び法を踏まえた組織を設置する際の各団体への協力をお願い等）

2 提出文書

上記、「【一覧】【都道府県・指定都市】職能団体等との連絡窓口」に、下記「3 記載内容」にある事項を記入のうえ提出

※都道府県・指定都市教育委員会指導事務主管課及び都道府県私立学校主管課のみ提出

※国立学校及び株式会社立学校の連絡窓口は、原則当該校とするため、提出は不要

3 記載内容

・課名 ・係名 ・電話番号 ・FAX 番号 ・メールアドレス

※年度末にあたり、担当者の異動等が考えられるため、担当者氏名の記載は不要

※来年度からの組織改編等が予定されている場合は、4月1日以降の組織について記載

4 提出期日

平成26年4月4日（金）

5 提出先

文部科学省初等中等教育局児童生徒課生徒指導企画係 宛

s-sidou@mext.go.jp

6 備考

現時点で相談している団体名（順不同）

- ・日本弁護士連合会
- ・公益社団法人日本医師会（日本小児科医会）
- ・一般社団法人日本臨床心理士会
- ・社団法人日本社会福祉士会
- ・公益社団法人日本精神保健福祉士協会

（本件連絡先）

初等中等教育局児童生徒課生徒指導企画係

池田，小林，原

同 いじめ対策支援第一係・第二係

田中

電話 03 (5253) 4111（内線 2583・3298）

03 (6734) 3298（直通）

FAX 03 (6734) 3735

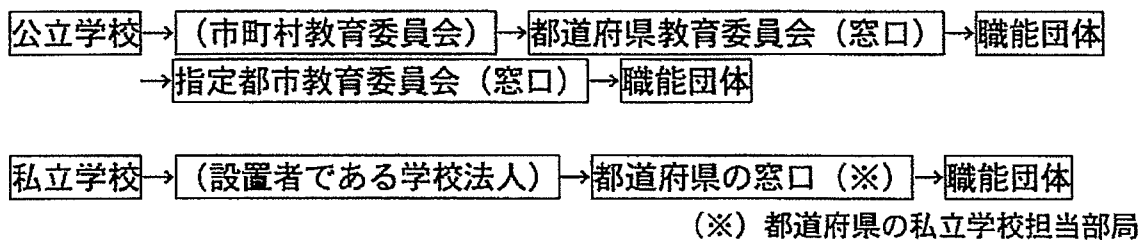
E-mail s-sidou@mext.go.jp

別紙

組織等の設置にあたり 職能団体から推薦を得たい場合の協力依頼の窓口について

いじめ防止対策推進法を踏まえて、学校の設置者や学校が、組織等を立ち上げる際に、外部専門家の推薦を職能団体から頂きたい場合について、円滑な連携が可能となるよう、協力依頼の窓口については、以下のように大枠の整理を設けておき、あとは個別の事情によるとしてはどうか。

連携・協力を依頼するにあたっての最初の連絡ルートは、特別の事情がある場合を除いて、便宜上都道府県単位で窓口を設定する。最初の連絡以降も窓口を介す必要があるかどうかは、個別に職能団体と相談することとする。



(公立学校の場合)

都道府県・政令市教育委員会が職能団体との連絡の窓口となる。

政令市以外の市町村教育委員会が依頼したい場合は、都道府県教育委員会にその旨を連絡する。

学校が依頼したい場合は、設置者の教育委員会に連絡し、設置者の教育委員会経由で、都道府県・政令市教育委員会に伝達する。

(私立学校の場合)

都道府県の私立学校担当部局が職能団体との連絡の窓口となる。

私立学校または設置者である学校法人から、都道府県の窓口を経由して、連携協力を求める

職能団体等との連絡窓口一覧

番	都道府県 指定都市名	公立学校					私立学校				
		課名	係名	電話番号	FAX番号	メールアドレス	課名	係名	電話番号	FAX番号	メールアドレス
1	北海道										
2	青森県										
3	岩手県										
4	宮城県										
5	秋田県										
6	山形県										
7	福島県										
8	茨城県										
9	栃木県										
10	群馬県										
11	埼玉県										
12	千葉県										
13	東京都										
14	神奈川県										
15	新潟県										
16	富山県										
17	石川県										
18	福井県										
19	山梨県										
20	長野県										
21	岐阜県										
22	静岡県										
23	愛知県										
24	三重県										
25	滋賀県										
26	京都府										
27	大阪府										
28	兵庫県										
29	奈良県										
30	和歌山県										
31	鳥取県										
32	島根県										
33	岡山県										
34	広島県										
35	山口県										
36	徳島県										
37	香川県										
38	愛媛県										
39	高知県										
40	福岡県										
41	佐賀県										
42	長崎県										
43	熊本県										
44	大分県										
45	宮崎県										
46	鹿児島県										
47	沖縄県										
48	札幌市										
49	仙台市										
50	さいたま市										
51	千葉市										
52	川崎市										
53	横浜市										
54	相模原市										
55	新潟市										
56	静岡市										
57	浜松市										
58	名古屋市										
59	京都市										
60	大阪市										
61	堺市										
62	神戸市										
63	岡山市										
64	広島市										
65	北九州市										
66	福岡市										
67	熊本市										

※国立学校及び株式会社立学校の連絡窓口は、原則、当該校を窓口とする。

参考：今後、職能団体に送付予定の説明資料

いじめ防止対策推進法を踏まえた対応について（協力依頼）

1. いじめ防止対策推進法の成立

いじめ防止対策推進法は、平成 24 年 7 月以降大きく報道された、滋賀県大津市における中学生の自殺事案を受け、超党派の議員立法で成立した法律であり、平成 25 年 6 月公布、9 月に施行されました。

同法は、社会総がかりでいじめの問題に向き合い、対処していくための基本的な理念や体制を定めています。具体的には、いじめの対応を組織的に実施していくため、学校や地方公共団体に、新たな組織等を設置することや、いじめによる重大事態への対処の在り方などについて規定しています。

また、文部科学省では平成 25 年 10 月、同法に基づき「いじめ防止基本方針」（以下、「国の基本方針」）を策定しました。

2. 同法における「重大事態への対処」

(1) 重大事態への対処

同法及び国の基本方針では、以下を「重大事態」として位置づけています。

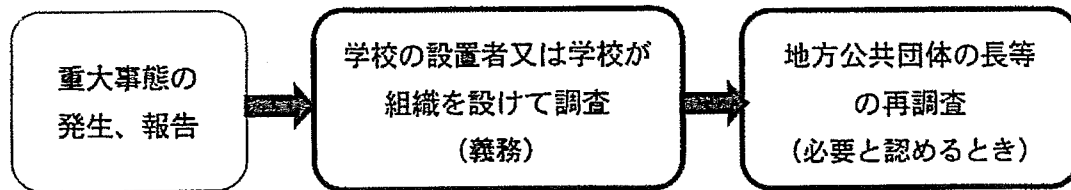
（重大事態とは）

- ・ いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害を生じた疑いがある
と認めるとき
→児童生徒が自殺を企図した場合や身体に重大な傷害を負った場合等
 - ・ いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされて
いる疑いがあると認めるとき
- ※ 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして対処に当たる

（重大事態への対処）

これら「重大事態」については、

- ① 学校の設置者（公立であれば教育委員会、私立であれば学校法人）又は学校が、組織を設けて事実関係を明確にするための調査を行うこと（義務規定）、
 - ② 地方公共団体の長等へ報告すること（義務規定）、
 - ③ 報告を受けた地方公共団体の長等は、必要と認めるときは、調査を行うための附属機関を設けるなどして、学校の設置者又は学校の行った調査の再調査をすることができること（できる規定）
- が定められています。



(2) 調査の趣旨・目的

上述したとおり、重大事態があった場合には、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生防止に資するため、当該事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとされています。

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、学校とその設置者が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものです。

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることです。

国の基本方針では、いくつかの類型に分けて留意事項を示していますので、以下、一部抜粋して紹介します。

ア) いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合、いじめられた児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行うことなどが考えられる。この際、いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とした調査実施が必要である（例えば、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、被害児童生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等）。

イ) いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

児童生徒の入院や死亡など、いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する必要がある。調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などが考えられる。

(自殺の背景調査における留意事項)

- 背景調査の在り方については、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」(平成23年3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議)を参考とする

※当該指針については別添参照。なお、当該指針は現在、見直し検討中。

- 背景調査に当たり、遺族が、当該児童生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う
- 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努める
- 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する 等

(3) 重大事態の調査を行う組織

これらの調査を行う調査組織については、法律の附帯決議により、「専門的な知識及び経験を有する第三者等の参加を図り、公平性・中立性が確保されるよう努める」ことが求められています。これを受け、法律に基づき文部科学大臣が策定した「いじめ防止基本方針」で、公平性・中立性の担保の在り方についてより詳細に記載しています。(重大事態の調査、再調査ともに同様の記載)

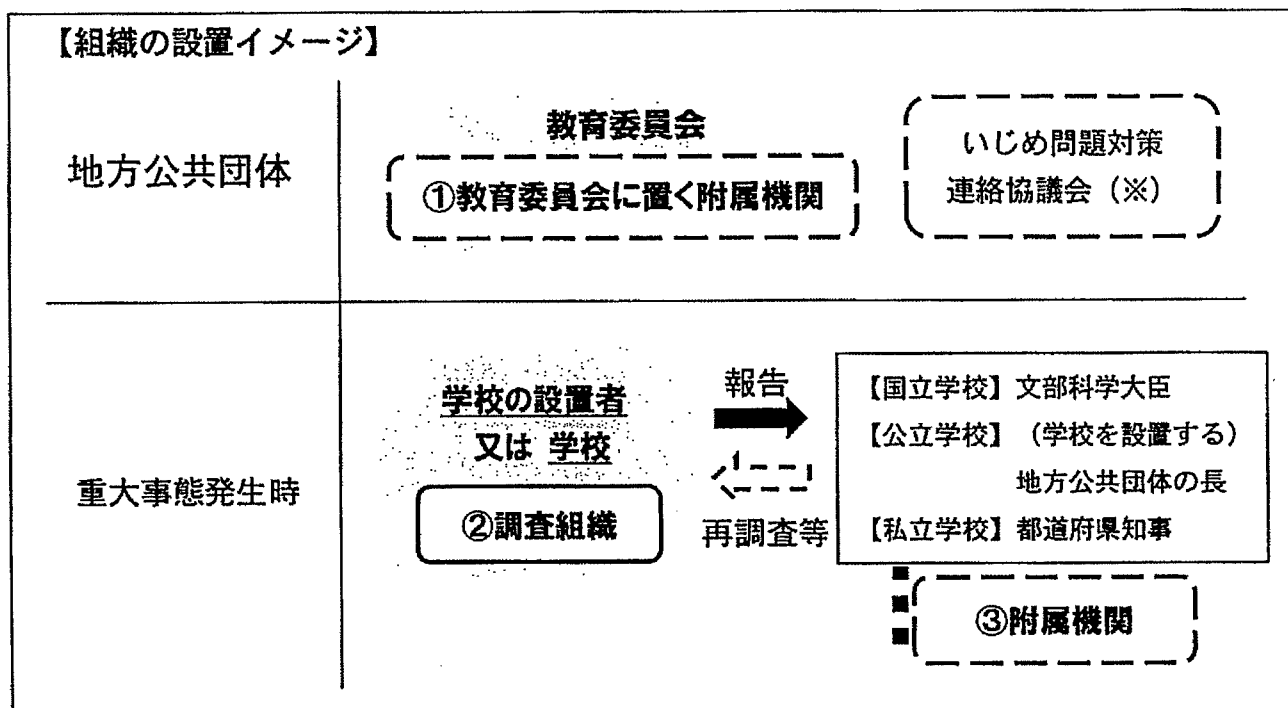
この組織の構成については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者(第三者)について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる

(4) 平時からの調査組織の設置

一方、地方公共団体に外部の専門家を加えた調査組織を立ち上げる場合には、地方自治法の規定により、条例の根拠が必要となります。地方議会での条例制定というステップが必要とすると、重大事態が起きてから急遽、条例による機関を立ち上げることは迅速性にかけることが予想されます。

このため、国の基本方針では、「地域の実情に応じて、平時からこれらの機関を設置しておくことが望ましい」としています。

特に公立学校に関しては、この平時から設置する機関に関して、より詳細な記載があります。同法において、重大事態への対処とは別の章に、「教育委員会に附属機関を設置することができる」という規定があり、国の基本方針では、この附属機関を置いておくことが「望ましく」、重大事態発生時にはこの平時から置かれた附属機関で調査を行うことが「望ましい」と整理されています。



（※）いじめ問題対策連絡協議会：いじめ防止等に関する機関や団体（学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警その他の関係者等）の連携を図るための組織

番号	組織名 (条文)	組織の設置趣旨	組織の担う役割例 (国の基本方針)	外部専門家の活用の考え方 (国の基本方針)
①	教育委員会に置く 附属機関（法第 14 条 3 項） 【法律上置くこと ができる】【基本方 針で置くことが 「望ましい」】	実効的ないじめの対 策のため	・いじめ防止等の調査 研究等有効な対策 を審議 ・公立学校におけるい じめに関する相談 等の解決を図る ・重大事態の調査組織 として活用する 等	専門的な知識及び経験 を有する第三者等の参 加を図り、公平性・中 立性が確保されるよう 努める

②	重大事態の調査組織（第 28 条）（学校の設置者又は学校） 【設置義務】	重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う ※ 1 平時からの設置が望ましい ※ 2 公立学校の調査は、法第 14 条第 3 項の附属機関を活用することが望ましい	当該重大事態に係る調査を行う	この組織の構成については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる
③	重大事態の再調査組織（第 30 条・31 条）（地方公共団体の長等） 【「附属機関を設けて調査を行う等の方法により」】	学校の設置者又は学校の行った調査の結果を調査する（再調査） ※ 1 平時から設置しておくことも考えられる	当該重大事態に係る再調査を行う	同上

3. 文部科学省が定める調査の指針

文部科学省では、法制定以前の平成 23 年 6 月より、児童生徒の自殺が起こった際には「背景調査」を実施するよう学校・教育委員会等に求め、その際の参考に資するよう、「子どもの自殺が起きたときの調査の指針」（平成 23 年 3 月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を定めています。

この指針は策定以来、各地で様々に運用されていることから、各地での運用状況を踏まえた指針の見直しを、現在文部科学省において行っています（「平成 25 年度児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議」）。この見直し検討の中で、いじめ防止対策推進法に基づく重大事態への対処に関する記載の追記に関しても議論しています。

4. 国による「連絡体制の構築」

法や国の基本方針を踏まえ、現在各地において、組織等を平時から立ち上げるかどうか、立ち上げる場合に、いかなる組織構成とするか等について検討が進められています。これらは各組織を設置する主体が判断すべき事項ですが、組織設置を考えている地域では今後、教育委員会や関係部局から職能団体の各県支部や地元の大学に対して、組織の構成員となる方の推薦依頼などの相談があることが予想されます。

5. 各団体等へのお願い

そこで、各種職能団体や大学等におかれましては、前述のような動きがあることをご承知おきいただき、全国に地域組織等がある場合にはそれらの組織等へ本紙の内容に関する周知をお願いしたく、また、もしも実際に推薦依頼があった場合には、円滑に組織が立ち上がるような協力等をお願いしたいと考えています。

もしも法や基本方針に関して不明な点がある場合などには、次頁記載の文部科学省の窓口でも、お答えすることが可能ですので、どうぞお問い合わせください。また、調査指針の見直しの状況など、関連情報についても、順次提供させていただきたいと考えています。

6. 備 考

同法においては、学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成される「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を置くものとしています。（義務規定）

そのため、学校や教育委員会等から、貴団体の地域組織や構成員に直接参加の依頼があることも考えられ、この点についても併せて周知をお願いしたいと考えています。

組織名 (条文)	組織の設置趣旨	組織の担う役割例 (国の基本方針)	外部専門家の活用の方 考（国の基本方針）
学校に置く「いじめの防止等の対策のための組織」(法第22条) 【設置義務】	当該学校におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に行うため	・学校基本方針に基づく取組の実施 ・いじめの相談等の窓口となる ・いじめ等に係る情報収集や記録、共有 ・いじめの疑いに係る情報があつたときには、事実関係の聴取や保護者との連携等の対応を組織的に実施するための中核となる 等	必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門家等が参加しながら対応することにより、より実効的ないじめの問題の解決に資することが期待される

(問合せ)

文部科学省初等中等教育局児童生徒課生徒指導室いじめ対策支援第1係

電話 03-5253-4111 (内線2583)

【参 考】

- いじめ防止対策推進法
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1337219.htm
- いじめ防止基本方針
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1340464.htm